

児童生徒性暴力等対策連絡協議会
令和7年11月5日
健康福祉部子ども・子育て支援課

保育所等における児童生徒性暴力等防止のための取組状況（情報提供）

1 保育所等における不適切保育等防止対策協議会の設置（県） 資料1

- 保育所等における不適切な保育や虐待等の根絶に向けた取組等を推進するため、「島根県保育所等における不適切保育等防止対策協議会」を設置し、令和7年8月に第1回の会議を開催

2 保育所等の虐待の通報義務化、虐待防止等ガイドライン改訂（国） 資料2

- 児童福祉法等が一部改正され、児童養護施設等と同様、保育所等の職員による虐待について、下記の規定が設けられた。（令和7年10月1日施行）
 - ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
 - ・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
 - ・都道府県等による虐待の状況等の公表 等
- 「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（こども家庭庁・文部科学省 令和7年8月改定）が示された。

3 保育施設向けの啓発・研修等の実施（県）

- 幼児教育施設の職員向け研修において「不適切保育・重大事故の法的問題とリスクマネジメント」について、弁護士による研修を実施
 - 対象：保育施設の管理職及び中堅教諭等
 - 講師：野島 和朋 弁護士
 - 日時・会場：令和7年6月・オンライン
 - 主催：幼児教育センター（子ども・子育て支援課、学校教育課）
- “保育士等の働きやすい職場づくりセミナー”のテーマの1つとして「子どもの性被害の現状と性犯罪から子ども達を守るために基礎知識」を設定し、研修を実施
 - 対象：保育施設の管理職、勤務保育士等 講師：県警本部職員
 - 日時・会場：令和7年8月・あすてらす（大田市）
 - 主催：子ども・子育て支援課
- 保育所等監査において下記の事項を確認、指導
 - ※ 虐待と疑われる事案を市町村、県へ相談・通報を行っているか。
 - ※ 「児童生徒性暴力等から子どもたちを守るために」県リーフレット型ガイドラインを職員周知、掲示等により活用しているか
 - ※ ホームページ等に掲載している児童の画像について、性的な部位を含む画像を掲載しないなど、子どもの権利を守る観点から配慮しているか。

島根県保育所等における不適切保育等防止対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 保育所等（保育所、認定こども園、地域型保育事業所及び認可外保育施設をいう。以下同じ。）における不適切な保育や虐待等（以下「不適切保育等」という。）の根絶に向けた取組等を推進するため、島根県保育所等における不適切保育等防止対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議内容)

第2条 協議会は、次の事項について協議等を行う。

- (1) 保育所等における不適切保育等の防止の現状把握及び対策の検討に関する事。
- (2) 保育所等における不適切保育等の防止に必要な事項の理解促進に関する事。
- (3) 保育所等における不適切保育等の防止に携わる関係機関等の情報共有及び連携推進に関する事。
- (4) その他保育所等における不適切保育等の防止に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は原則3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 協議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選により選出する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長の命により、健康福祉部子ども・子育て支援課長名で事務局が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、協議会において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を要請し、その意見や説明を求めることができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、健康福祉部子ども・子育て支援課に置き、協議会の庶務を行う。

(秘密保持)

第6条 委員は、協議会において知り得た個人情報等に関する事を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月30日から施行する。

島根県保育所等における不適切保育等防止対策協議会委員名簿

任期：令和7年8月7日～令和10年3月31日

氏名	所属・職名	備考
藤原 映久	公立大学法人島根県立大学人間文化学部 教授	学識経験者
堀江 泰誠	島根県保育協議会 会長	保育関係者
内藤 麻理子	島根県保育協議会 (松江市立しんじ幼保園 教頭)	保育関係者
武間 佐都子	島根県保育協議会 (認定こども園あゆみ保育園(大田市)主任保育士)	保育関係者
木次 則枝	島根県私立保育連盟 (さとがた保育園(出雲市)主任保育士)	保育関係者
煙艸 のぞみ	日本保育協会島根県支部 (ちどり保育所(浜田市)園長)	保育関係者
伊藤 紗子	日本保育協会島根県支部 (常磐乳児園(益田市)園長)	保育関係者
堅田 弘行	学校法人みどり学園大阪健康福祉短期大学 保育・幼児教育学科 学科長	保育士養成校
吉田 麻由美	学校法人坪内学園 本部長	保育士養成校
柄木 智美	トリニティカレッジ出雲医療福祉専門学校 こども保育学科 学科長	保育士養成校
池田 修	松江市こども子育て部こども政策課 課長	市町村
龍河 章江	浜田市健康福祉部子ども・子育て支援課 課長	市町村

【県関係機関】

福井 久雄	島根県健康福祉部青少年家庭課 (社会的養育推進スタッフ調整監)	県関係機関
野島 博行	島根県教育庁学校教育課 (幼児教育推進室企画幹)	県関係機関
秋田 智子	島根県警察本部生活安全部人身安全少年課 (人身安全少年課課長補佐)	県関係機関

【事務局】

	島根県健康福祉部子ども・子育て支援課
--	--------------------

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

①制度の現状・背景

施行日：令和7年10月1日

- 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境を整備していく必要がある。
- 児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設については、職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組みが設けられているところ、保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける必要がある。
- (※) なお、保育所等や自治体において適切な対応が図られるよう「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を策定し通知を発出（令和5年5月）するなどの対応を行っている。

②改正内容

- 保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定を設ける。
 - ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
 - ・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
 - ・都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
 - ・都道府県による虐待の状況等の公表
 - ・国による調査研究 等
- もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う以下の施設・事業を、通報義務等の対象として追加する。

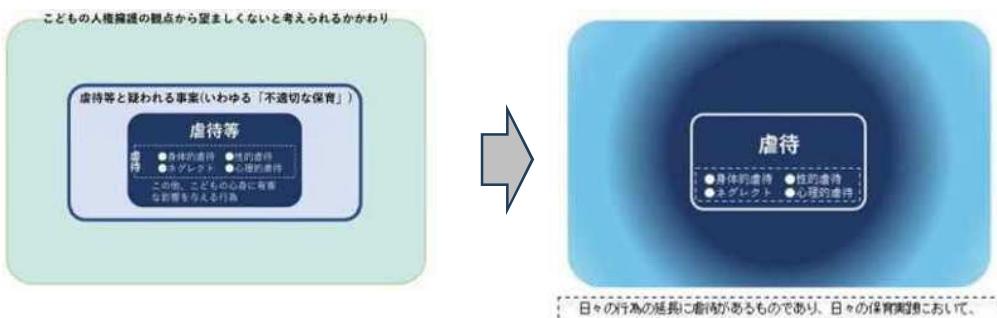
【対象施設・事業】：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

概要

- ◆ 保育所等に対する実態調査を踏まえ、虐待の考え方や虐待の防止等に関して保育所等・自治体それぞれに求められる事項等を整理したガイドラインを令和5年5月に発出。
- ◆ 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）において、保育所等における虐待の通報義務等の仕組みを設け、法律上、通報があった場合の自治体の対応を明確化したところ。
- ◆ 併せて、令和6年度には「保育所等における不適切な保育に関する調査研究」を実施し、虐待に係る判断プロセスや判断を行う際の指標を整理したところであり、改正法や調査研究を踏まえ、ガイドラインの内容の拡充を実施。

概念の再整理：「不適切な保育」について

- ◆ 従前、ガイドラインにおいては、「不適切な保育」を「虐待等が疑われる事案」と捉え、不適切な保育の中には虐待等が含まれ得るものであり、不適切な保育自体が未然防止や改善を要するものであるとして、必要な対応を講じていく必要があるものと整理をし、また、「不適切な保育」の外側に「子どもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」があるものと整理していた。
- ◆ 一方で、日々保育の現場において行われる行為は、仮にその1つ1つが虐待には該当しないものであったとしても、日々の振り返りの中で改善が図られなければ、そうした行為の繰り返し等によって虐待になり得る、すなわち、**日々の行為の延長に虐待があると解すべき**。
- ◆ また、今般の改正法において、身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待の4つを「虐待」と定義し、虐待が疑われる場合の通報義務を設けたことも踏まえ、**ガイドラインにおいては、「不適切な保育」や「子どもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」という概念は用いず、「虐待」の概念を軸に講ずるべき対応等を再整理**。
- ◆ この再整理は、「虐待」に該当しないものについて、未然防止や改善の取組を要しないことを意味するものではない。前述のとおり、日々の行為の延長に虐待があるものであり、日々の保育実践において、より良い保育に向けた振り返りが実施され、改善につながる一連の「流れ」をつくる、そうした不断の取組が重要である。



ガイドライン目次

- | | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| I はじめに | 1. 本ガイドラインの位置づけ |
| 2. 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）について | 3. 保育所等における虐待について |
| (1) 虐待について | (2) 「不適切な保育」について |
| II 保育所等における対応 | |
| 1. より良い保育に向けた日々の保育実践の振り返り等 | (1) 子どもの権利擁護について |
| (2) 各職員や施設単位で、日々の保育実践における振り返りを行うこと | (3) 職員一人ひとりが子どもの人権・人格を尊重する意識の共有をすること |
| 2. 市町村等への相談 | (1) 虐待と疑われる事案と確認した場合 |
| (2) 虐待と疑われる事案に該当しないと確認した場合 | 3. 市町村等の指導等を踏まえた対応 |
| 4. さらにより良い保育を目指す | III 市町村・都道府県（所管行政庁）における対応 |
| 1. 未然防止に向けた相談・支援、より良い保育に向けた助言等 | 2. 虐待対応の全体像と体制整備について |
| (1) 虐待対応の全体像 | (2) 体制整備 |
| 3. 保育所等からの相談や通報を受けた場合 | (1) 通報受理時に確認する事項等 |
| (2) 個人情報保護との関係 | (2) 通報による不利益取扱いの禁止について |
| (3) 通報による不利益取扱いの禁止について | 4. 事実確認の準備と実施 |
| (1) 通報内容の情報共有の実施 | (2) 都道府県・市町村の連携及び対応の協議について（例：保育所の場合） |
| (2) 都道府県・市町村の連携及び対応の協議について（例：保育所の場合） | (3) 乳児等通園支援事業を行う保育所において虐待が発生した場合 |
| (3) 乳児等通園支援事業を行う保育所において虐待が発生した場合 | (4) 初動対応の決定 |
| (4) 初動対応の決定 | (5) 事実確認の実施 |
| (5) 事実確認の実施 | 5. 虐待の有無の判断、課題の整理、対応方針の決定 |
| 6. 虐待の具体的な判断過程 | (1) 虐待の具体的な判断過程 |
| 7. 都道府県・市町村の連携及び対応の協議について（例：保育所の場合） | (2) 都道府県・市町村の連携及び対応の協議について（例：保育所の場合） |
| 8. 虐待と判断される行為の指標 | (3) 虐待と判断される行為の指標 |
| 9. 指標に基づく判断の具体例について | (4) 指標に基づく判断の具体例について |
| 10. 判断後の対応 | (5) 判断後の対応 |
| 11. 虐待と判断した場合の対応 | (6) 虐待と判断した場合の対応 |
| 12. フォローアップ | (7) フォローアップ |
| 13. 児童福祉審議会への報告等 | (8) 児童福祉審議会への報告等 |
| 14. 虐待の状況の定期的な報告・公表 | (9) 虐待の状況の定期的な報告・公表 |

IV 参考資料